

議案第30号

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例中一部改正の件

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和元年9月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例（平成6年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第4条第1項第1号を次のように改める。

「(1) 住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の各一部を組み合わせたもので表していないもの」

同項第2号中「他氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号を次のように改める。

「(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）」

第12条第2項中「磁気テープ等」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

説 明

住民基本台帳法施行令の一部改正により、氏に変更があった者は、住民票に旧氏の記載を求めることができるようになったことに伴い、住民票に旧氏を記載した場合において、印鑑登録についても、旧氏の全部又は一部を使用した印鑑の登録が可能となったことから、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本町が備える<u>住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1印の印鑑に限り、印鑑登録を受けることができる。</p> <p>2 一略一</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 町長は、前条に規定する登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の各一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格、屋号その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(7) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>(印鑑の登録)</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本町の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1印の印鑑に限り、印鑑登録を受けることができる。</p> <p>2 一略一</p> <p>(登録印鑑の制限)</p> <p>第4条 町長は、前条に規定する登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記載されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の各一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格、屋号その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(7) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>(印鑑の登録)</p>

改正案	現 行
<p>第6条 町長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該印鑑登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) <u>氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）</u></p> <p>(4)～(7) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p style="text-align: center;">(印鑑登録証明書)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2 前項に規定する証明は、印鑑登録原票に登録されている印影を写した印鑑登録証明書を<u>磁気ディスク</u>を用いて作成し、これを交付することにより行うものとする。</p> <p>3・4 一略一</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和元年11月5日から施行する。</u></p>	<p>第6条 町長は、前条の規定による確認をしたときは、印鑑登録原票に印影のほか当該印鑑登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)・(2) 一略一</p> <p>(3) <u>氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）</u></p> <p>(4)～(7) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p style="text-align: center;">(印鑑登録証明書)</p> <p>第12条 一略一</p> <p>2 前項に規定する証明は、印鑑登録原票に登録されている印影を写した印鑑登録証明書を<u>磁気テープ等</u>を用いて作成し、これを交付することにより行うものとする。</p> <p>3・4 一略一</p>